

## 栃木県民福祉のつどい知事表彰要領

平成7年5月25日制定  
平成8年6月17日一部改正  
平成9年6月2日一部改正  
平成12年5月16日一部改正  
平成13年5月1日一部改正  
平成15年5月9日一部改正  
平成16年5月12日一部改正  
平成18年3月31日一部改正  
平成19年5月2日一部改正  
平成20年3月31日一部改正  
平成20年4月28日一部改正  
平成24年5月17日一部改正  
平成26年3月31日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正

第1条 この要領は、栃木県民福祉のつどいにおいて知事が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰は、社会福祉又は国民健康保険等の分野において、他の模範であるもの及び功績が特に顕著であるものに対して、各々表彰状を授与して行うものとする。

第3条 表彰の対象とする分野及び表彰要件は、次の各号のとおりとする。ただし、表彰の対象とするいずれかの分野においてすでに知事から表彰を受けたもの並びに市町村長、県議会議員及び市町村議会議員の現職にある者は原則として対象から除く。

### (1) 障害自立更生者

次に掲げる手帳の交付を受けてから原則として15年以上経過し、その障害を克服して自立した生活を営んでいる満40歳以上で、他の模範である者。

- ・身体障害者手帳（ただし、障害の程度が4級以上であること。）
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

### (2) 障害者支援功労者

障害者が自立した生活を送るための支援活動を行っている民間の団体及びその協力者で、原則として10年以上活動し、その功績が特に顕著であるもの。

### (3) 障害者社会参加促進功労者

障害者の社会参加を促進するため、次に掲げる活動を原則として10年以上継続し、その功績が特に顕著であるもの。

- ・福祉機器の研究開発
- ・バス・タクシー等移動手段の支援
- ・障害者への情報提供や啓発活動
- ・障害者のスポーツ、文化福祉の振興
- ・その他、障害者の社会参加に関する活動

### (4) 老人クラブ又は老人クラブ活動功労者

ア 10年以上活動を続けている老人クラブで、その運営方法や活動内容が特に優良であり、他の模範であるもの。

イ 老人クラブにおいて原則として10年以上活動を続けている会員で、その功績が特に顕著である者。

### (5) 母子家庭等支援功労者

現在母子・父子・寡婦家庭の自立支援活動を行っている者で、10年以上活動し、その功績が特に顕著である者。

(6) 民生委員・児童委員

現在民生委員・児童委員の職にあり、12年以上その職務に精励し、その功績が特に顕著である者。

(7) 共同募金運動協力団体又は協力者

現在活動中の共同募金奉仕団等の共同募金運動協力団体又は協力者で、10年以上活動し、その功績が特に顕著であるもの。

(8) 社会福祉施設・団体又はその従事者（ホームヘルパーを含む。）

ア 現在活動している民間の社会福祉施設・団体で、10年以上活動し、その功績が特に顕著であるもの。

イ 現在社会福祉施設・団体の役員又は職員として従事し、15年（公立施設にあつては20年）以上その職務に精励している満40歳（公立施設にあつては満45歳）以上で、その功績が特に顕著である者。

(9) 介護老人保健施設従事者

現在介護老人保健施設・団体の役員又は職員として従事し、15年（公立施設にあつては20年）以上その職務に精励している満40歳（公立施設にあつては満45歳）以上で、その功績が特に顕著である者。

※「従事者として10年以上の職歴を有し、かつ現施設以前に保健衛生施設、医療施設、社会福祉施設の従事者（同一の職種）としての勤務歴との合算により、15年以上の者」を含む。

(10) 国民健康保険事業功労者

現在国民健康保険事業に携わっている者で、15年以上活動し、その功績が特に顕著である者。

(11) ボランティア

現在活動中のボランティア又はボランティアグループ、ボランティア協力校その他の団体で、10年以上福祉に関する活動を行い、他の模範であるもの。

(12) 児童健全育成団体又は協力者

現在活動中の児童健全育成団体又は協力者で、10年以上活動し、その功績が特に顕著であるもの。

(13) 里親

現在里子を受託している里親で、10年以上里子を受託し、他の模範である者。

(14) 難病支援功労者

難病患者への支援や難病に対する知識の普及を行っている団体及び協力者で、10年以上活動し、その功績が特に顕著であるもの。

2 被表彰者は、前項各号の分野において、次に掲げる団体のうち、それぞれの関係団体の長の表彰をすでに受彰しているか、それと同等以上の功績があると知事が認めるものとする。

栃木県身体障害者団体連絡協議会

栃木県心身障害児者親の会連合会

栃木県ひとり親家庭福祉連合会

栃木県共同募金会

栃木県社会福祉協議会

栃木県老人クラブ連合会

栃木県里親連合会

栃木県国民健康保険団体連合会

栃木県地域活動連絡協議会

栃木県児童館連絡協議会

第4条 知事は、第3条第1項の各号に掲げる分野以外であっても、福祉の振興等において特に功績が顕著であると認められるものに対しては表彰を行うことができる。

第5条 被表彰者の当該活動年数等の算定に当たっては、基準日は、表彰日の属する年の4月1日とする。

2 被表彰者の当該活動年数等の算定に当たり、その期間に中断がある場合、それぞれの活動年数等を通算する。ただし、社会福祉施設・団体に公務員として従事していた期間が含まれる場合は、その期間に4分の3を乗じて算定する。

3 民生委員・児童委員で、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の双方を務めた者の活動年数はその両方を通算する。

4 社会福祉施設・団体の従事者で、臨時職等期間の定めをもって採用された職員についても、基準日においてその採用が継続する場合においては、その職務に従事した期間に通算する。

第6条 被表彰候補者の推薦は、部内関係課長、健康福祉センター所長、市福祉事務所長、関係団体及び施設の長が知事あてに、被表彰候補者推薦調書（別記様式 1-1 又は 1-2）を提出することによって行うものとする。

第7条 被表彰候補者の決定は、別表に掲げる構成員による選考会を設けて行う。

第8条 被表彰者の決定は、選考会の意見を聞いて知事が行うものとする。